

社援発 0331 第 37 号
令和 5 年 3 月 31 日

各 都道府県知事・市町村長 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂について

標記については、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づき、福祉事務所設置自治体等が行う事務や関係様式について取りまとめているところである。

「生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令案等について（住居確保給付金の見直し及び就労訓練事業の認定事務の見直し等）」（令和 5 年 3 月 20 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）でお知らせしたとおり、令和 5 年 4 月 1 日より、住居確保給付金や就労訓練事業の認定事務等について見直しを行うこととしている。

本日、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 57 号）が公布され、これに伴い、生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルを別添のとおり改訂し、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので、通知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。